

## 資料① 令和元年度の取組について(報告)

## 令和元年度の取組について(報告)



和歌山県空家等対策推進協議会

1. 年間の取組結果

H31.4.1

和歌山県における空家等相談体制の整備充実に関する協定(更新) 7団体→9団体へ

R1.8.26

実務者連絡会議の開催

R1.10.11

専門部会:課題検討部会の開催

R1.11.24

空き活フェアにて相談会の実施

R2.1.17

専門部会:課題検討部会(第2回)の開催

R2.1.30

総合相談員研修会の開催

年間6回×7会場(偶数月第2火曜日) 空き家なんでも相談会の開催



専門部会(第2回)

## 2. 空き家なんでも相談会の実績

H30空き家なんでも相談会件数

H30空さ家なんでも	<u> 他談会件第</u>	汉		
	10月9日	12月11日	2月12日	地域合計
和歌山会場	14	16	5	35
伊都会場	2	0	3	5
那賀会場	8	3	2	13
有田会場	8	9	9	26
日高会場	2	6	2	10
西牟婁会場	9	10	8	27
東牟婁会場	9	7	9	25
回合計	52	51	38	141



和歌山会場

R1 空き家なんでも相談会件数

	4月9日	6月11日	8月13日	10月8日	12月10日		地域合計
和歌山会場	9	8	9	11	7		44
伊都会場	2	0	6	1	1		10
那賀会場	1	1	4	3	2		11
有田会場	0	1	4	0	1		6
日高会場	0	1	7	2	0		10
西牟婁会場	2	5	3	6	3		19
東牟婁会場	1	2	4	5	2		14
回合計	15	18	37	28	16	0	114

## 令和元年度の取組について(報告)



和歌山県空家等対策推進協議会

3. R2.1.30 総合相談員研修会の開催(in紀美野町)

## 〇参加者9名(建築士・司法書士)

お互いの空き家対策に関連する業務内容 を紹介・実施する形で研修

## 〇空き家現地調査(約90分)

- •現地調査
- ・担当は建築士
- (1)インスペクション調査
- ②図面作成
- 3耐震改修調査

## 〇相続手続き勉強会(約60分)

- ・司法書士和田様より 「相続の流れ、手続き」について研修
- •質疑等



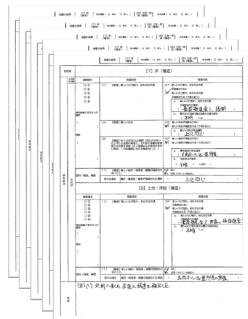


#### 〇空き家現地調査

#### 平面図書き起こし

# 

## 調査結果シート



建築士会連合会HP 既存住宅インスペクションにかかる資料を利用

http://www.kenchikushikai.or.jp/torikumi/news/2012-06-19.html

- ・国土交通省現況検査チェックシート(木造(鉄筋造も含む)・戸建住宅)DL
- ・住まいのメンテナンス参考スケジュール用紙DL

## 令和元年度の取組について(報告)



和歌山県空家等対策推進協議会

#### 〇相続手続き勉強会

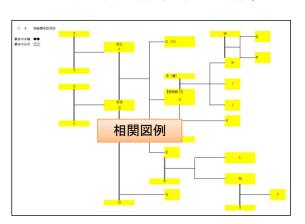
講師:和歌山県司法書士会 和田佳人

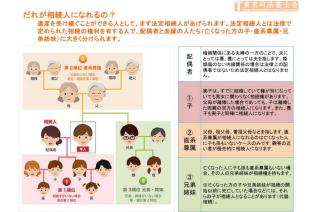
## 相続手続きについて

く相談の中で、気をつけていただきたいところ。>

「相談者から亡父・子・兄弟名義の不動産があり、売却をしたいと。どうすればいいのか。」

- 1. 法定相続分について
- 2. 相続についての戸籍謄本類を収集したい。
- 3. 相続登記をしたい。
- 4. 関係人から印鑑をもらえない場合
- 5. その他近隣関係等(登記名義人が亡くなっている場合。)







## 資料(2) 特定空家等の判断基準改定案について

#### 議題1 特定空家等の判断基準改定案について



和歌山県空家等対策推進協議会

前回第8回協議会に提出した改定案への意見

### (市町村意見)

- ・単純に特定空家等の範囲が拡がるだけでは、市町村の取り組むべき優先順位が不明 瞭となる。
- 避難路沿等は、加点するというように独自基準をつくっている。
- 特定空家等の判断をより柔軟性を持たせられるように改定したほうが良いのでは。

#### (委員意見)

- ・空き家対策を要望する住民側と、自治体が持っているリソースを適切に必要な所から 配分していくバランスが必要
- ・何事にも例外はあるので、現行基準を基準としたのであっても、例えばこういう場合は 例外的に見ることができる等の対応が必要ではないか

#### (オブザーバー意見)

- 特定空家等と認定される所有者にはリスクがあるので客観性が大事ではないか
- ・基準は参考としているので市町村がどういった方針で取り組むのかが重要ではないか

今回改定案のポイント(改定案3)

- 市町村の独自基準を妨げないことの説明を修正
- ・現行基準の手続きは変更しない
- 個別項目について危険性に応じた判定を行うことができるよう修正

#### 【改訂案の内容】

①取り扱い

現行:各市町村が要件を付加することを妨げるものではありません。

変更:各市町村が定める要件を妨げるものではありません。

(理由)判定基準は最低基準としているものではないため、単に市町村の要件を認める表現に修正

②判定表「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」 現行:**判定基準と同等と判断できる場合はそれぞれA・B・Cランクを選択できるものとする。** 変更:地域住民の生命等に危害を与えるおそれのある状態が確認できる場合はそれぞれCランクを選択できるものとする

(理由)現行表現では実務上の判断が難しいこと、また選択の目的を明確化するため、危険性に応じてCランクへの個別判断を可能とした。

空家法第1条 (目的の概要)

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、**地域住民の生命・身体・財産の保護**、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要

※本判定基準(案)は、特定空家等の判断基準を策定する際の参考として示すものです。

このため、各市町村が要件を付加することを妨げるものではありません。 各市町村が定める要件を妨げるものではありません。

空家番	号	整理番号(相談)
所 在	地	
判定年月	日	
構	造	造階数階建

#### 1 特定空家等の判定

(1)	そのまま放置	ュッ1いみ1414	<u>x 17 12</u>	301休女工心険とな	-000 C100700	<u> </u>	<u>~</u>							_		$\neg$
項目 箇所 判定内			判定内容		基磷	壁点	Aランク		Bランク			ンク		評点 (基礎点)		
								(×0)		(×0.5)		過半の	1.0)	_	0,0.5,1.0	)
	建築物の著しい		(1)	建築物の崩壊・落階等の	)有無	10	)0	なし		部分的 崩落等		過半の 崩落等		1		
	傾斜	全体	` ′	建築物の不同沈下(屋根	・基礎等)	10	)0	なし				床全体の洗	た下			
				柱の傾斜		10	)0	1/60以下		1/60~1/20		1/20走	召	$\beth$		
				基礎の破損・変形の有無		50	旦	15%未満		15~65%		65%走	召			
	建築物の構造	甘7株 上厶	(5)	土台の腐朽又は破損の有	有無	50	最大	10%未満		10~30%		30%走	迢	$\sqsupseteq$		
	耐力上主要な 部分の損傷等	基礎, 土台, 柱, はり	` '	基礎と土台のずれ		50	5	なし		部分的		過半		$\sqsupseteq$		
建	(7) 仕・はり・肋がい等の腐朽・破損・変形の				・破損・変形の有無	50	点	10%未満		10~30%		30%走		4		
築				柱とはりのずれ		50		なし		部分的		過半	. [	$\sqsubseteq$		
物		屋根葺き材、ひさし又は軒	(9)	屋根の腐朽・破損・欠落等	等の有無	50	-	15%未満		15~65%		65%走	迢	$\square$		
		外壁等	(10)	外壁仕上材の剥落・腐朽	j・破損等の有無	50	最大 5	15%未満		15~65%		65%走	召	1		
		., === ,		開口部(窓ガラス等)の割		20	0 点	なし		部分的		過半				
	屋根, 外壁等が 脱落, 飛散等 するおそれ	看板,給湯 設備,屋上 水槽等	(12)	看板・給湯設備・屋上水 転倒等の有無	博等の破損・脱落・	10	0	なし		あり (落下危険 性 低)		あり (落下危) 性 高)				
		屋外階段又はバルコニー	(13)	屋外階段・バルコニーの) の有無	腐朽•破損•脱落等	10	0	なし		あり (落下危険 性 低)		あり (落下危) 性 高)				
		門又は塀	(14)	門・塀の腐朽・破損・脱落	等の有無	10	0	なし		部分的		過半	. [			
标	擁壁が老朽化し		(15)	擁壁表面への水のしみ出	出し・流出の有無	10	0	なし		湿り		流出				
擁壁	危険となる	擁壁		水抜き穴の詰まり・設置の	つ有無	10	0	設置有		詰まり		設置無	浜			
	壁     おそれ       (10)     水板さんの記まり・試直の有無       (17)     ひび割れ等の有無					10	0	なし		使用限界		損傷限	界			
	40 540		(17)						_	22/14/24/	—	12/10/12	- 1	=		
	49 (40		(1/)	O'O'BIAU (4 V) 71	合計(基礎						<u>-</u>	12/10/12				
2	判定基準と同等と		はそ	れぞれA・B・モランクを選択 それのある状態が確認で	<del>尺できるものとする。</del>	<b>基点合</b>	計=	510点)	<u>۔</u> ص		**					
2	判定基準と同等と		はそ	れぞれ <del>A・B・Gランクを選</del> 択	<del>尺できるものとする。</del>	<b>基点合</b>	計=	510点)	<u>-</u> ე					き度の	の判定	
2	判定基準と同等と 地域住民の生命	等に危害を与え	はそ	れぞれ <del>A・B・Gランクを選</del> 択	<del>尺できるものとする。</del>	<b>基点合</b>	計=	510点)	5თ							
2	判定基準と同等と		はそ	れぞれ <del>A・B・Gランクを選</del> 択	<del>尺できるものとする。</del> きる場合はそれぞれ	<b>基点合</b>	計=	510点)	<b>も</b> の			7	不良	度(高	高)	
	判定基準と同等と 地域住民の生命	等に危害を与え	はそ	れぞれ <del>A・B・Gランクを選</del> 択	Rできるものとする。 きる場合はそれぞれ 100点以上	<b>基点合</b>	計=	510点)	<u></u> 5の			7	不良不良	度(高	高)	
	判定基準と同等と 地域住民の生命	等に危害を与え	はそ	れぞれ <del>A・B・Gランクを選</del> 択	Rできるものとする。 きる場合はそれぞれ 100点以上	<b>基点合</b>	計=	310点) 選択できる。	50 			7	不良不良	度(高	高) [	
	判定基準と同等と 地域住民の生命	評定合計値	ide Last	<del>れぞれA・B・€ランクを選択</del> それのある状態が確認で	Rできるものとする。 きる場合はそれぞれ 100点以上 100点未満	<b>基点合</b>	計=	510点) <b>選択できる</b> ・ 離れ(大)	50 	とする。	中)	3	不良不良	度(高度(化)	底) [(小)	
不且	判定基準と同等と 地域住民の生命 と度の判定結果	評定合計値	ide Last	れぞれ <del>A・B・Gランクを選</del> 択	Rできるものとする。 きる場合はそれぞれ 100点以上 100点未満 = m)	を点合 れCラン	計=: <b>/クを</b> L>	310点) 選択できる。	50 	<b>とする</b> 。 離れ(	中) zha5m	; ;	不良 不良 不良 格 L < 根	度(配度(低低)) 度(低) 度(低) 度(低) 度(低) 度(低) 度(低) 度(低	高) [ 低) [ (小)	
不且	判定基準と同等と 地域住民の生命	等に危害を与え 評定合計値 (1) 隣地境界と	建築物	<del>れぞれA・B・Gランクを選抜</del> それのある状態が確認で の(*)の離れ(最短距離)(L:	Rできるものとする。 きる場合はそれぞれ 100点以上 100点未満 = m) 2階類 3階類 2階類	を点合 れCラン	計= <b>//クを</b> L> L>	選択できる。 離れ(大) 概ね5m	50 ————————————————————————————————————	<b>とする。</b> 離れ( <sub>概ね3m≦L≦概</sub>	中) 210m	;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;	不良不良。	度(配 度(低 唯れ( 既ねる	高) [ 低) [ (小) 3m [	
不且	判定基準と同等と 地域住民の生命 と度の判定結果	等に危害を与え 評定合計値 (1) 隣地境界と	建築物	<del>れぞれA・B・€ランクを選択</del> それのある状態が確認で	Rできるものとする。 きる場合はそれぞれ 100点以上 100点末満 = m) 2階類 3階類	を点合 ・ ルCラン ・ 車以内	計=: <b>// クを</b> L>: L>:	選択できる。 離れ(大) 概ね5m 概ね10m	50 	<b>とする。</b> 離れ( 概ね3m≤L≤概ね 概ね6m≤L≤概ね	中) \$\dapprox \dapprox \dappr		不良 不良 不良	度(高度(fundamental fundamental	高) [ 低) [ (小) 3m [ 3m [	
不且	判定基準と同等と 地域住民の生命 と度の判定結果	<ul><li>等に危害を与え</li><li>評定合計値</li><li>(1) 隣地境界と</li><li>(2) 公衆用道路</li></ul>	1 ti <del>くく</del> こるおう	<del>れぞれA・B・Gランクを選抜</del> それのある状態が確認で の(*)の離れ(最短距離)(L:	Rできるものとする。 きる場合はそれぞれ 100点以上 100点末満 = m) 2階類 3階類	を点合 いCラン ま以内 ま以上	計=: <b>// クを</b> L>: L>:	選択できる。 離れ(大) 概ね5m 概ね10m ・概ね5m	<b>□</b> □ □ □	<b>進れ</b> ( 概和3m≦L≤概和 概和3m≤L≤概和	中) \$\dapprox \dapprox \dappr		不良 不良 解 L L K H L K H L K H L K H K H H H H H H	度(高度(fundamental fundamental	高) [ 低) [ (小) 3m [ 3m [	
不且	判定基準と同等と 地域住民の生命 と度の判定結果	<ul><li>等に危害を与え</li><li>評定合計値</li><li>(1) 隣地境界と</li><li>(2) 公衆用道路</li></ul>	1 ti <del>くく</del> こるおう	れぞれA・B・Gランクを選択 それのある状態が確認で か(*)の離れ(最短距離)(L: で物(*)の離れ(最短距離)(L:	Rできるものとする。 きる場合はそれぞれ 100点以上 100点末満 = m) 2階類 3階類	を点合 いCラン ま以内 ま以上	計=: レン レン: レン:	選択できる。 離れ(大) 概ね5m 概ね10m ・概ね5m		<b>進れ</b> ( 概和3m≦L≤概和 概和3m≤L≤概和	中) \$25m \$10m	;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;	不良 不良	度(配 度( に 既 れる 既 れる 既 れる 既 れる の 既 れる の の の の の の の の の の の の の の の の の の	高) [ 低) [ (小) 3m [ 3m [	
不且	判定基準と同等と 地域住民の生命 と度の判定結果	<ul><li>等に危害を与え</li><li>評定合計値</li><li>(1) 隣地境界と</li><li>(2) 公衆用道路</li></ul>	はそう と建築を に建築を	れぞれA・B・Gランクを選択 それのある状態が確認で か(*)の離れ(最短距離)(L: で物(*)の離れ(最短距離)(L:	Rできるものとする。 きる場合はそれぞれ 100点以上 100点末満 = m) 2階類 3階類	を点合 いCラン ま以内 ま以上	計=: // クを L>: L>: L>: 道路	選択できる。 離れ(大) 概ね5m 概ね10m 概ね5m 概ね10m		<b>離れ(</b> 概れ3m≦L≤概れ 概ね6m≤L≤概れ 概ね6m≤L≤概れ	中) 対25m 210m 対25m 210m		不良 不良	度(雇 ( ( ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	(小) (M) (M) (M) (M) (M) (M) (M) (M) (M) (M	
不見敷地	判定基準と同等と 地域住民の生命 と度の判定結果	等に危害を与え 評定合計値 (1) 隣地境界と (2) 公衆用道路 *適宜、場	はそう と建築物 解など (大)	れぞれA・B・Gランクを選択 それのある状態が確認で か(*)の離れ(最短距離)(L: で物(*)の離れ(最短距離)(L:	Rできるものとする。 きる場合はそれぞれ 100点以上 100点末満 = m) 2階類 3階類	を点合 いCラン ま以内 ま以上	計= L> L> L> 道路 影響	選択できる。 離れ(大) 概ね5m 概ね10m 概ね10m 概ね10m		離れ( 概t33m≦L≤板t 概t46m≤L≤板t 概t46m≤L≤板t 概t3m≤L≤板t ずば路側離	中) #25m #10m #25m #10m		不良 不良 	度(福和() ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	(小)   (小)   Sam	
不見敷地	判定基準と同等と 地域住民の生命 と度の判定結果	等に危害を与え 評定合計値 (1) 隣地境界と (2) 公衆用道路 *適宜、切 隣地側離れ	####################################	れぞれA・B・Gランクを選択 それのある状態が確認で か(*)の離れ(最短距離)(L: で物(*)の離れ(最短距離)(L:	Rできるものとする。 きる場合はそれぞれ 100点以上 100点末満 = m) 2階類 3階類	を点合 いCラン ま以内 ま以上	計= // <b>クを</b> L> L> L> 道 よ 影 響	選択できる。 離れ(大) 概ね5m 概ね10m 概ね10m を側離れ(大)		離れ( 概れ3m≤L≤概れ 概れ6m≤L≤概れ 概れ6m≤L≤概れ 道路側離 影響度(中	中) 対25m 210m 対25m 210m れ(中)	I	不良	度(高度(低) 度(低) 度(高度 ) ( 1	(小) 3m (小) 3m (高部 (元) 5m (元) 5m (元) (本) (本) (本)	
不 影 敷地	判定基準と同等と地域住民の生命 地域住民の生命 と度の判定結果 場境界からの離れ	等に危害を与え 評定合計値 (1) 隣地境界と (2) 公衆用道路 *適宜、場 隣地側離れ 隣地側離れ 隣地側離れ 隣地側離れ 隣地側離れ	### ### ### ### #####################	れぞれA・B・Gランクを選択 それのある状態が確認で か(*)の離れ(最短距離)(L: で物(*)の離れ(最短距離)(L:	Rできるものとする。 きる場合はそれぞれ 100点以上 100点末満 = m) 2階類 3階類 - m) 2階類 3階類	連点合 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	計= L> L>: L>: 道影響響	選択できる。 離れ(大) 概ね5m 概ね10m 概ね10m を側離れ(大) 響度(低) 響度(中) 響度(高) のとする。		離れ( 概ね3m≦L≤概れ 概ね6m≤L≤概れ 概ね6m≤L≤概れ 道路側離 影響度(中 影響度(中	中) 対25m 210m 対25m 210m れ(中)	I	不良 不良	度(高度(低) 度(低) 度(高度 ) ( 1	(小) 3m (小) 3m (高部 (元) 5m (元) 5m (元) (本) (本) (本)	
不 影 敷地	判定基準と同等と地域住民の生命 地域住民の生命 と度の判定結果 場境界からの離れ	等に危害を与え 評定合計値 (1) 隣地境界と (2) 公衆用道路 *適宜、場 隣地側離れ 隣地側離れ 隣地側離れ 隣地側離れ 隣地側離れ	### ### ### ### #####################	れぞれからランクを選択 それのある状態が確認で か(*)の離れ(最短距離)(L: を物(*)の離れ(最短距離)(L: との関係性も確認する	Rできるものとする。 きる場合はそれぞれ 100点以上 100点末満 = m) 2階類 3階類 - m) 2階類 3階類	連点合 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	計= L> L>: L>: 道影響響	選択できる。 離れ(大) 概ね5m 概ね10m 概ね10m を側離れ(大) 響度(低) 響度(中) 響度(高) のとする。		離れ( 概ね3m≤L≤概れ 概ね3m≤L≤概れ 概ね3m≤L≤概れ 道路側離 影響度(中 影響度(中 影響度(南	中) 対25m 210m 210m れ(中) 中)	I	不良。 不良。 常機機構 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人	度(催れれるのでは、これ	(小) 3m (小) 3m (高部 (元) 5m (元) 5m (元) (本) (本) (本)	
不 影 敷地	判定基準と同等と地域住民の生命 地域住民の生命 と度の判定結果 場境界からの離れ	等に危害を与え 評定合計値 (1) 隣地境界と (2) 公衆用道路 *適宜、場 隣地側離れ 隣地側離れ 隣地側離れ 隣地側離れ 隣地側離れ	### ### ### ### #####################	れぞれからでランクを選択 それのある状態が確認で か(*)の離れ(最短距離)(L: を物(*)の離れ(最短距離)(L: との関係性も確認する 合には、影響度(低)、(中 定結果欄で影響度(低)、	Rできるものとする。 きる場合はそれぞれ 100点以上 100点末満 = m) 2階類 3階類 - m) 2階類 3階類	整点合 ま以内 ま以内 まま まま まま まま まま まま まま まま まま ま	計= L> L> L> 道 影 <sup>*</sup> <sup>*</sup> <sup>*</sup> <sup>*</sup> <sup>*</sup> <sup>*</sup> <sup>*</sup> <sup>*</sup>	選択できる。 離れ(大) 概ね5m 概ね10m 概ね10m を側離れ(大) 響度(低) 響度(中) 響度(高) のとする。		離れ( 概ね3m≤L≤概れ 概ね3m≤L≤概れ 概ね3m≤L≤概れ 道路側離 影響度(中 影響度(中 影響度(南	中) 対25m 210m 210m れ(中) 中)	I	不良。 不良。 常機機構 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人	度(催れれるのでは、これ	(小) 3m (小) 3m (高部 (元) 5m (元) 5m (元) (本) (本) (本)	
不 影 敷地	判定基準と同等と地域住民の生命 地域住民の生命 と度の判定結果 場境界からの離れ	等に危害を与え 評定合計値 (1) 隣地境界と (2) 公衆用道路 *適宜、場 隣地側離れ 隣地側離れ 隣地側離れ 隣地側離れ 隣地側離れ	### ### ### ### #####################	れぞれからランクを選択 それのある状態が確認で か(*)の離れ(最短距離)(L: を物(*)の離れ(最短距離)(L: との関係性も確認する	Rできるものとする。 きる場合はそれぞれ 100点以上 100点未満 = m) 2階類 3階類 ユ= m) 2階類 3階類 (中)、(高)ランクを選れ (中)、(高)ランクを選れ	整点合 ま以内 ま以内 まま まま まま まま まま まま まま まま まま ま	計= L> L> L> 道路 影響 影響	選択できる。 離れ(大) 概ね5m 概ね10m 概ね10m を側離れ(大) 響度(低) 響度(中) 響度(高) のとする。		離れ( 概t23m≦L≤概 概t23m≦L≤概 概t23m≦L≤概 道路側離 影響度(中 影響度(中 影響度(中	中) 対25m 210m 210m れ(中) 中)	I	不良 不良 はく、根 はと、 はと、 でも、 はいます。 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、	度(催れれるのでは、これ	(小)   (小)   Sm	
水上 敷地	判定基準と同等と地域住民の生命 地域住民の生命 と度の判定結果 場境界からの離れ	等に危害を与え 評定合計値 (1) 隣地境界と (2) 公衆用道路 *適宜、切 隣地側離れ 隣地側離れ 隣地側離れ 隣地側離れ 、同等と判断できるには、影響度	建築物 はを はと建築 解など (大) (中) (小)	れぞれか・B・Gランクを選択 それのある状態が確認で あ(*)の離れ(最短距離)(L で物(*)の離れ(最短距離)(L との関係性も確認する 合には、影響度(低)、(中 定結果欄で影響度(低)、	Rできるものとする。 きる場合はそれぞれ 100点以上 100点未満 = m) 2階類 3階類 フート)、(高)ランクを選 (中)、(高)ランクを選 (中)、(高)ランクを 影響度	連点合・	計 = : : : : : : : : : : : : : : : : : :	選択できる。 離れ(大) 概ね5m 概ね10m 概ね10m を側離れ(大) 響度(低) 響度(中) 響度(高) のとする。		離れ( 概t23m≦L≤概 概t23m≦L≤概 概t23m≦L≤概 道路側離 影響度(中 影響度(中 影響度(中	中) 対25m 210m 210m れ(中) 中)	I	不良 不良 はく、根 はと、 はと、 でも、 はいます。 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、	度(信) (根) (根) (根) (根) (根) (根) (根) (根) (根) (根	(小)   (小)   Sm	

非該当

その他

不良度(低)

影響度(低)

※本判定基準(案)は、特定空家等の判断基準を策定する際の参考として示すものです。 このため、各市町村が要件を付加することを妨げるものではありません。

空家番	号	整理番号(相談)
所 在	H	
判定年月		* ***
構	造	階建

## 1 特定空家等の判定

(1)			X 77 1	<b>新しく保女上</b> 厄陵		13 (100)	בינטי			Aランク		Bランク		C3	ランク		評点
	項目	箇所		判定	内谷			基位	楚点	$(\times 0)$		$(\times 0.5)$		(>	(1.0)		(基礎点* 0,0.5,1.0)
	74年版を表し、		(1)	建築物の崩壊・落階	1等の有無	Ħ.		10	00	なし		部分的 崩落等		過半 崩落			
	建築物の著しい 傾斜	全体	(2)	建築物の不同沈下	(屋根・基	礎等)		10	00	なし				床全体の	沈下		
			(3)	柱の傾斜				10	00	1/60以下		1/60~1/20		1/20	超		
			(4)	基礎の破損・変形の	)有無			50		15%未満		15~65%		65%	超		
	建築物の構造	++	(5)	土台の腐朽又は破	損の有無			50	最大	10%未満		10~30%		30%	超		
	耐力上主要な	基礎, 土台, 柱, はり	(6)	基礎と土台のずれ				50	5	なし		部分的		過当	<u> </u>		
Z=1+	部分の損傷等	122) 1013	(7)	柱・はり・筋かい等の	腐朽•破技	員・変形の	有無	50	点	10%未満		10~30%		30%	超		
建築			(8)	柱とはりのずれ				50	,,,,	なし		部分的		過	<u>4</u>		
物		屋根葺き材、ひさし又は軒	(9)	屋根の腐朽・破損・	欠落等の	有無		5	0	15%未満		15~65%		65%	超		
		外壁等	(/	外壁仕上材の剥落				50	最 大 5	15%未満		15~65%		65%	超		
		, ,	(11)	開口部(窓ガラス等)	)の割れ・	破損等の	有無	20	0 点	なし		部分的		過半	<u> </u>		
	屋根, 外壁等が 脱落, 飛散等 するおそれ	看板,給湯 設備,屋上 水槽等	(12)	看板・給湯設備・屋 転倒等の有無	上水槽等	の破損・腸	总落•	1	.0	なし		あり (落下危険 性 低)		あり (落下が 性 高	1険		
		屋外階段又は バルコニー	(13)	屋外階段・バルコニ の有無	一の腐朽	i•破損•脱	落等	1	.0	なし		あり (落下危険 性 低)		あり (落下fi 性 高	1険		
		門又は塀	(14)	門・塀の腐朽・破損	•脱落等0	つ有無		1	.0	なし		部分的		過	4		
4-4-	擁壁が老朽化し		(15)	擁壁表面への水の	しみ出し・	流出の有	無	1	.0	なし		湿り		流占	1		
擁 壁	危険となる	擁壁	(16)	水抜き穴の詰まり・記	2置の有無	無		1	.0	設置有		詰まり		設置	無		
	おそれ		(17)	ひび割れ等の有無				1	.0	なし		使用限界		損傷隊	界		
						合計	(基礎	Ě点合	計=	510点)							
	判定基準と同等	<b>等と判断できる</b> は	易合に	tそれぞれA・B・Cラン	クを選択	できるもの	とすん	る。						_			
****							•••••	•••••							不」	良度	の判定
	to the control of the first	== A =1 64-				100点以	儿上								不良	度(i	高)
个 上	良度の判定結果	評定合計値				100点オ	ト満								不良	度(	低)
										離れ(大)		離れ(	中)		F	雑れ	(小)
		(a) # u. iz = 1	7-h 660 il		8/L) /T	,	2階類	赴以内	L>	>概ね5m		概ね3m≦L≦概	ね5m		L<	既ね	3m
金石に		(1)   隣地境界と	(建梁)	勿(*)の離れ(最短距離	推)(L=	m)	3階類	建以上	L>	概ね10m	概ね6m≦L≦概ね	210m		L<	既ね	6m 🗌	
默地	!境界からの離れ	(0) 八血田米城	1.7±1.65		ті́Н\ /т	,	2階類	赴以内	L>	>概ね5m		概ね3m≦L≦概	ね5m		L<	既ね	3m 🔲
		(2) 公外用担路	で建筑	等物(*)の離れ(最短距	角E)(L—	m)	3階類	建以上	L>	概ね10m		概ね6m≦L≦概ね	210m		L<	既ね	6m 🗌
3		*適宜、均	屏など	どの関係性も確認す	`る				道	路側離れ(ナ	()	道路側離	れ(	(中)	道路	領網	単れ(小)
		隣地側離れ	(大)						影響	響度(低)		影響度(ロ	卢)		影響	度(	高)
影響	響度の判定結果	隣地側離れ	(中)						影響	響度(中)		影響度(ロ	Þ)		影響	度(i	高)
		隣地側離れ	(小)						影響	響度(高)		影響度(高	与)		影響	度(i	高)
			合には、影響度(低) 定結果欄で影響度(							0							
												特定	空家等	争の半	定		
				不良度(高)				(高)				該当					
							1	度(低	-	-22					非	該当	i 📙
特定	空家等の判定結果	判定区	分		影響度	(高)(中)			ランク	があるもの	<b>(</b>	該当					
				不良度(低)			そ(	の他								該当	_=
					影響度	(低)				しの出ったし					非	該当	ı [_]

※本判定基準(案)は、特定空家等の判断基準を策定する際の参考として示すものです。

課題:不良度が軽微かつ影響度が大きい場合は 特定空家等に判定できない(特に屋根、壁材)

空家番号	整理番号(相談)	
所 在 🔄		5
判定年月日		
構		┗階建

#### 1 特定空家等の判定

(1)	そのまま放置すれば倒壊等薬し	く保安上危険となるおそれのある状態
\ I /	ししょ みんかん はっているほうなせんし	・ 、 しん タ ユニ かっけん にっかんかい こうし レノ はいんかん かっ

項目 箇所 判定内容						基础	<b></b> 進点	Aランク (×0)		Bランク (×0.5			ランク <1.0)		評, (基礎 0,0.5,	点*
	建物を		(1)	建築物の崩壊・落階等の有	無	10	00	なし		部分的 崩落等		過半 崩落				
	建築物の著しい 傾斜	全体	(2)	建築物の不同沈下(屋根・碁	基礎等)	1	00	なし				床全体0	沈下			
			(3)	柱の傾斜			00	1/60以下		1/60~1/20		1/20	超			
			(4)	基礎の破損・変形の有無		50	案)	\ <b>4</b> 4		5%		65%	超			
	建築物の構造	+++ ***	(5)	土台の腐朽又は破損の有無	Ħ.	50		分的であっ ・ク以上の				30%	超			
	耐力上主要な	基礎, 土台, 柱, はり	(6)	基礎と土台のずれ		50	する			的		過	¥			
油	部分の損傷等       (7) 柱・はり・筋かい等の腐朽・破損・変形の有無         (8) 柱とはりのずれ				8損・変形の有無	50				0%		30%	超			
築					50		なし		部分的		過-					
物		屋根葺き材、ひさし又は軒		屋根の腐朽・破損・欠落等の		5	0	なし	Ш	部分的	Ш	過-		Ш		
		外壁等		外壁仕上材の剥落・腐朽・石		50	最 大 5	なし		部分的		過	¥			
			(11)	開口部(窓ガラス等)の割れ	・破損等の有無	20	0 点	なし		部分的		過-				
	屋根, 外壁等が 脱落, 飛散等 するおそれ	看板,給湯 設備,屋上 水槽等	(12)	看板・給湯設備・屋上水槽 転倒等の有無			.0	なし		あり (落下危険 性 低)		あ! (落下) 性 ii	<b></b> 色険			
		屋外階段又は バルコニー	(13)	屋外階段・バルコニーの腐れ の有無	朽·破損·脱落等	1	.0	なし		あり (落下危険 性 低)		あ! (落下が 性 高	<b></b>			
		門又は塀	(14)	門・塀の腐朽・破損・脱落等	の有無	1	.0	なし		部分的		過	¥			
擁	擁壁が老朽化し		(15)	擁壁表面への水のしみ出し	・流出の有無	1	.0	なし		湿り		流出	Ц			
壁	危険となる おそれ	擁壁		水抜き穴の詰まり・設置の有	<b>「無</b>		.0	設置有		詰まり		設置		Ш		
	43 C40		(17)	ひび割れ等の有無	A -1 /		.0	なし		使用限界		損傷	艮界	Щ		
					合計(基础	<b></b>	計=	510点)								
	判定基準と同	等と判断できる <sup>は</sup>	易合は	:それぞれA・B・Cランクを選拮	尺できるものとす	る。						r				_
					_								不」	良度	の判別	É
不日	良度の判定結果	評定合計値			100点以上								不良	.度(7	高)	
7111	2及少刊足船不	TTC TTILE			100点未満								不良	度(	低)	
					•							-				
								離れ(大)		離れ	(中)		F	離れ	(小)	
		(1) 隣地倍界と	建筑版	n(*)の離れ(最短距離)(L=	m) 2階	建以内	L>	>概ね5m		概ね3m≦L≦根	既ね5m		L<	概ね	3m	
軟州	!境界からの離れ	(1)	.Æ. Æ. Þ	5(小)*ノ門に4 0(対文 /近江口門に)(日		建以上	L>	概ね10m		概ね6m≦L≦概	ね10m		L<	概ね	6m	
7,7,7,0	1969 1/4 - 3.4 MEM 0	(2) 公衆用道路	と建築	物(*)の離れ(最短距離)(L=	m) 2階	建以内	L>	>概ね5m		概ね3m≦L≦棚	既ね5m		L<	既ね:	3m	
					3階	建以上	L>	概ね10m		概ね6m≦L≦概	ね10m		L<	既ね	6m	
		*適宜、均	併など	との関係性も確認する			渞!	路側離れ(	大)	道路側離	能力.(	中)	<b>道</b> 胶	く相は密	<b>生れ</b> (/	( <u>/</u> )
		隣地側離れ	(大)					響度(低)	. ()	影響度(			影響		- · ·	$\stackrel{\cdot}{\sqcap}$
影響	> 響度の判定結果	隣地側離れ						響度(中)	T	影響度(		$\exists$	影響			퓜
		隣地側離れ						響度(高)	F	影響度(		$\exists$	影響			Ħ
/						·····				ļ —					•	
				合には、影響度(低)、(中)、 定結果欄で影響度(低)、(中			野度力	が高い場合	<b>⊹</b> 1±	、人に危望	星歩 4	与える	恐わ	が		
	列定江77 同0 %	口门区、沙百人	.07 13			あり、	損傷	B∼Cでi	亥当	( ) (   - )		3,50	,,,,,			
						之(1中]/	(11)			10/3						
				个区及(局)	影響	度(低	;)						非	該当	i	
胜宁	空家等の判定結果	和中区	$\hookrightarrow$	影響	響度(高) 判定	<b>E</b> にB・	Cラン	/クがあるもの	D <b>※</b>	該当						
付走	エ多守り刊上結果	判定区	ガ	不良度(低)	響度(中) 判定	EKC:	ランク	があるもの	*	該当						
				影響	度(中)(高) その	他							非	該当	i	
				影響馬	度(低)								非	該当	i	

※本判定基準(案)は、特定空家等の判断基準を策定する際の参考として示すものです。

課題:不良度が軽微かつ影響度が大きい場合は 特定空家等に判定できない(特に屋根、壁材)

空家番	号 整理番号(相談)
所 在	
判定年月	
構	造

## 1 特定空家等の判定

(1)	その主主放置すれば倒壊等等し	く保安上危険となるおそれのある状態
(1)	しいみあぶ回り かいあぼ物 サヤし	ストスエルスとはのの こりりがのかぶ

(1)	)そのまま放置	<b>重すれば倒</b> 塚	等	著しく保安上危険となる	おそれの	<u>ある</u>	状態	<u> </u>	A = 1 . A		DEV. A	_	05)		<b>並</b> 占
	項目	箇所	判定内容			基础	点	Aランク (×0)		Bランク (×0.5)		Cランク (×1.0)		評点 (基礎点*	
			(1)	建築物の崩壊・落階等の有	#集物の崩壊・落階等の有無				なし		部分的	1	過半の	$\exists$	0,0.5,1.0)
	建築物の著しい	全体	(-/	建築物の不同沈下(屋根・基			10		なし		崩落等	_	崩落等 株全体の沈下	뉘	
	傾斜		` '	柱の傾斜	(東守)		10		1/60以下		1/60~1/20	=	1/20超	뮈	
				基礎の破損・変形の有無			50	,,,	15%未満		15~65%	≕	65%超	믬	
				十台の腐朽又は破損の有無			50	最	10%未満		10~30%	=	30%超	뷔	
	建築物の構造   耐力上主要な	基礎, 土台,	(0)	基礎と土台のずれ			50	大 5	なし		部分的	╅	過半	뉘	
	部分の損傷等	柱, はり			はり・筋かい等の腐朽・破損・変形の有無 50			0 点	10%未満	F	10~30%	=	30%超	H	
建			` ′	柱とはりのずれ					なし		部分的	=	過半	Ħ	
築物		屋根葺き材、ひさし又は軒		屋根の腐朽・破損・欠落等の	有無		5	0	15%未満		15~65%	╅	65%超	퓜	
				外壁仕上材の剥落・腐朽・破		III.	50	- 最 大	15%未満		15~65%	=	65%超	Ħ	
		外壁等		開口部(窓ガラス等)の割れ・			20	5	なし		部分的	╅	過半	Ħ	
	屋根, 外壁等が 脱落, 飛散等 するおそれ	看板,給湯 設備,屋上 水槽等		看板・給湯設備・屋上水槽等 転倒等の有無			1	<u>ā</u>	なし		あり (落下危険 性低)		あり (落下危険 性高)		
	) 240 C40	屋外階段又はバルコニー							なし		あり (落下危険 性低)		あり (落下危険 性 高)		
		門又は塀		門・塀の腐朽・破損・脱落等の	の有無		1	0	なし		部分的		過半		
	擁壁が老朽化し		(15)	擁壁表面への水のしみ出し	流出の有類	<b>#</b>	1	0	なし		湿り	7	流出	П	
擁 壁	危険となる	擁壁	(16)	水抜き穴の詰まり・設置の有	無		1	0	設置有		詰まり		設置無		
<u> </u>	おそれ		(17)	ひび割れ等の有無			1	0	なし		使用限界[	į	員傷限界		
					合計	(基礎	点合	計=	510点)						
- (	判定基準と同等	<b>等と判断できる</b> は	易合に	はそれぞれA・B・Cランクを選択	できるもの	とする	<b>3</b> 。								
****		•••••											不	良度	の判定
					100点以	(上							不良	· 度(i	高) 🗌
不」	良度の判定結果	評定合計値			100点未	満							不良	夏度(	低)
					•										
									離れ(大)		離れ(中	中)	I	離れ	(小)
		(1) 隣地境界と	Z井谷H	勿(*)の離れ(最短距離)(L=	)	2階建	以内	L>	·概ね5m		概ね3m≦L≦概ね	5m	L<7	概ね	3m 🗌
邮件机	也境界からの離れ	(1)   郷地児外と	建架1	勿(本)の種(()取起起用性(L一	m)	3階建	以上	L>	概ね10m		概ね6m≦L≦概ね1	0m	L<7	概ね	6m 🗌
敖以几	世場かりつりを	(9) 公典田道敦	ていまな	等物(*)の離れ(最短距離)(L=	m)	2階建	以内	L>	·概ね5m		概ね3m≦L≦概ね	5m	L<7	概ね	3m 🔲
					1117	3階建	以上	L>	概ね10m		概ね6m≦L≦概ね1	0m	L<7	概ね	6m 🗌
		*適宜、場	屏など	どの関係性も確認する				道	路側離れ(大	-)	道路側離れ	ı(‡	1) 道路	5個層	能れ(小)
		隣地側離れ	(大)						響度(低)		影響度(中			[度(	
影響	響度の判定結果	隣地側離れ							響度(中)		影響度(中	·		[度(	
74.		隣地側離れ							響度(高)		影響度(高			寒度(	
(宝)															
				合には、影響度(低)、(中)、 定結果欄で影響度(低)、(中			八	<b>影響</b>	度が高い増 員傷B~Cで		·は、人に危 i当	害を	与えるを	はれ	<mark>ታ</mark> የ
影響						響度	(高)	(中)			該当				
				不良度(高)		影響原					PZ →	#	- 該当	í 🗆	
特定	空家等の判定結果	判定区	分			-			′クがあるもの	*	. 該当	71	井該当 [		
147		判定結果 判定区分	<i>-</i> •	不良度(低) 影響度	(高)(中)		の他		, <del>14</del>	ו × ·				非該当	
				影響度	(低)									該当	_=
														—	

## OR1課題検討部会(第2回)の取組

資料③-1

■開催概要

令和2年1月17日(金)10:30~15:00 ○開催日時

○開催場所 田辺市役所

○部会名称 R1課題検討部会(通称:スクラム部会)

○部会長 印南町 白石介画政策課長

○アドバイザー 南委員、木村委員

○参加市町村 有田川町、広川町、御坊市、印南町、みなべ町、田辺市

(11市町) 白浜町、上富田町、串本町、那智勝浦町、新宮市

○議題 第一部 田辺市空き家対策の実務紹介

第二部 グループディスカッション

①次年度協議会の取組提案について

②次年度相談会の取組提案について

③国、県、専門家団体への要望等提案について

## 田辺市空き家対策の実務紹介



和歌山県空家等対策推進協議会

大夫へつなから道



#### 田辺市における空家対策について











田辺市建築課

## 活用編

- 移住定住促進
- ■リノベーションまちづくり事業■たなべ未来創造塾

未来へつながら道

大夫へつなから道

## 適正管理編

■有限責任事業組合たなばん

## 撤去編

- ■不良空家除去補助金制度
- ■コンシェルジュ的役割



## ①次年度協議会の取組提案について

#### ◆取組提案

- 今後も部会を通じて情報共有を図るべき
- ・空き家予備軍への啓発が必要
- ・部会を充実させるのであれば協議会を年2回で開催する必要はあるか?

#### ●具体的な意見

## (課題検討部会)

- ・部会開催前に振興局単位で意見集約してはどうか
- ・相談会に併せ担当者会議やフィールドワークを実施してはどうか
- 代執行を行った自治体などの詳細な情報を共有してほしい。
- ・他市町村の使用している資料などを情報共有してほしい
- 市町村職員が民法の解釈などを勉強する場が必要

### (啓発部会)

- 相続先がイメージできるようなもの
- ・空き家予備軍をターゲットにしたもの
- ・啓発部会はできるだけ小規模にした方が良いのでは

#### (協議会)

協議会本会は市町村意見を出しずらいので部会で情報交換をしたい。



和歌山県空家等対策推進協議会

## ②次年度相談会の取組提案について

#### ◆取組提案

- 約半数を市町村単位で開催
- ・休日にも開催

#### ●具体的な意見

- ・所有者や相続予定者は町外の人が多い
- 固定資産税通知に相談会案内を同封
- ・固定資産税通知後の6月やお盆に親戚が集まる時期が良いのでは
- ・休日や夜間開催
- ・空き家を次世代に残さないための相談会(空き家リサイクル相談会)
- ・役場開催は今まで相談会の会場が遠い方にきてもらいたい。



## ③国、県、専門家団体への要望等提案について

### ◆取組提案

#### (国)

- ・国庫補助事業の跡地要件緩和
- 相続財産の市町村帰属制度創設
- ・財産管理人制度の残金を地方自治体で受け入れできる制度創設
- ・新築時にリサイクル税徴収制度創設

#### (県)

- •相続先をイメージできるパンフレットの作成
- ・ 意見交換会の実施

#### (専門家団体)

- ・随時、市町村から直接相談依頼がしたい
- 民法の解釈などの勉強会を実施してほしい

### ●委員の意見

- ・相談者の本心を引き出すことが重要、人柄が大事
- ・市町村間の協力やより多くの方から意見を聞くことが重要
- ・専門家団体を上手に使う
- ・地元自治会も動かすように工夫が必要



## (提案) 令和2年度の取組について

## ①協議会と専門部会取組の流れ

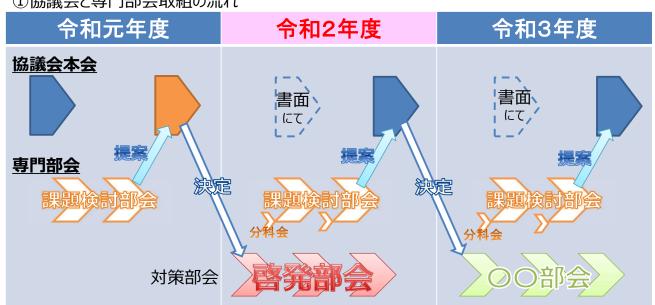
- 1) 課題検討部会の設置
- 2) 対策部会「啓発部会」の設置

## (提案) 令和2年度の取組について



和歌山県空家等対策推進協議会

①協議会と専門部会取組の流れ



- ①協議会本会は年1回程度の参集開催とし、次年度の取組等を決めることを主にする。 経過報告のために、一度書面開催
- ②課題検討部会は、年度毎に引き続き開催。協議会として取り組む事項を提案する
- ③対策部会は、前年度の提案を受け、次年度に具体的な対策に取り組む。 成果物を作成することを目的とする。単年度開催

## 1)課題検討部会の設置

課題検討部会	<b>分科会</b> (市町村数)	地域勉強会(仮)			
県·振興局·代表市町村	和歌山·海草(3) 有田(4)				
	那賀(2) 伊都(4)	・フィールドワーク			
	日高(7) 西牟婁(3)	・意見交換など			
	東牟婁串本(3) 東牟婁新宮(4)				

- ・取組内容 次年度協議会の取組提案とスキルアップ
- ·開催回数 年2回程度 (各年継続開催)
- ・参加対象 県・振興局・代表市町村 (※分科会は全市町村対象)
- ・開催方法 ①課題検討部会の前に、分科会を開催し意見を集約 ②分科会で出た意見をもとに、地域勉強会(仮)を開催 例)フィールドワーク、事例収集、その他意見交換

3

## (提案) 令和2年度の取組について



和歌山県空家等対策推進協議会

## 2) 対策部会「啓発部会」の設置

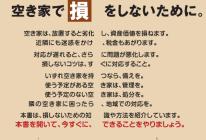
成果物	内容	
①パンフレット	現在の所有者、これから所有する予定の方向け	
<b>②チラシ</b>	固定資産税等の通知に同封できるもの	

- ・取組内容 全国の様々な事例の中から優良ツールを選出
  - 作成元から提供してもらったデータをもとに、和歌山版として作成
- ·開催回数 年3回程度 (単年度開催)
- ·参加対象 建築住宅課、各振興局、代表市町村
- ·開始時期 4月~

## 参考)

兵庫県発行パンフ「空き家発生予防の手引き」https://akiya.hyogo-sumai.jp/







#### R2版 和歌山市固定資産税等通知のチラシ A5サイズ両面印刷



#### H31版 有田川町固定資産税等通知のチラシ A4サイズ片面印刷



## (提案) 令和2年度の取組について



和歌山県空家等対策推進協議会

# ②相談会の開催方針 開催のポイントとスケジュール

### ②相談会の開催方針

## ○開催方針のポイント

- 一、休日開催を盛り込むことで、利便性を向上させる
- 二、5月、8月、1月に県内全域で開催
- 三、8月は空き家対策強化月間とし、積極的な広報活動を実施。

県担当相談会も休日開催を基本とする

- 四、県下一斉同時開催ではなく、地域毎の有効なタイミングで開催
- 五、空き家予防を促す等の啓発セミナーも併せて開催する相談会を企画

## ○今後のスケジュール



7

## (提案) 令和2年度の取組について



和歌山県空家等対策推進協議会

#### ②相談会の開催方針(案) 8地域で合計44回の開催計画

	和歌山	那賀	伊都	有田	日高	西牟婁	東牟婁(串	本・新宮)		
4月			高野町①			担当別、	赤字は県、(休)は休日	開催		
5月 準強化	和歌山県(休)	那賀建設部	伊都建設部	有田建設部	日高建設部	西牟婁建設部(休)	新宮廷	<b>建設部</b>		
6月			高野町②				串本・古座川			
7月	和歌山市				由良町(休)					
8月 強化月間	海南市(休) 紀美野町(休) 和歌山県(休)	那賀建設部(休)	橋本市(休)	広川町(休) 有田建設部(休)	日高川町 日高建設部(休)	西牟婁建設部(休)	串本建	設部(休) 北山村		
9月					みなべ町(休)					
10月	和歌山市	紀の川市	かつらぎ町			白浜町(休)		那智勝浦町・太地		
11月	和歌山県(休)		九度山町(休) かつらぎ町	有田建設部	印南町(休)					
12月										
1月 準強化	和歌山市	那賀建設部	伊都建設部	有田建設部	日高建設部	西牟婁建設部(休)	新宮廷	<b>建設部</b>		
2月							すさみ町			
3月		岩出市								
開催数	8	5	8	5	7	4		7	44	

## ③国への要望事項について

## (提案) 令和2年度の取組について



和歌山県空家等対策推進協議会

③国への要望事項について

空家対策に係る国の補助制度(例:空き家対策総合支援事業)

空家等対策計画に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する 市町村に対して、国が重点的・効率的な支援を行うため、社会資本整備総合交付金とは別枠で措置

#### 補助対象市区町村

- ①空家対策特別措置法に基づく「空家等対策 計画」を策定している
- ②空家対策特別措置法に基づく「協議会」を設 置するなど、地域の民間事業者等との連携 体制がある など

#### 補助対象事業

【上記計画に基づく事業】

・空き家の活用

(例:空き家を地域活性化のための観光交流施設に活用)

・空き家の除却

(例:ポケットパークとして利用するための空き家の解体)

関連する事業

(例:周辺建物の外観整備)

など

事業主体·補助率		
于未工作 HI切平	活用	除却
地方公共団体	1/2	2/5
民間事業者等 (地方公共団体補助の1/2以内)	1/3	2/5

#### 〈事業活用イメージ〉

#### 市区町村による「空家等対策計画」に基づく事業を支援 空き家の活用 空き家の除却





地域交流施設に活用

居住環境の整備改善のため空き家 を除却し、防災空地として整備

法定の「協議会」など民間事業者等と連携

除却の際は跡地を地域活性化に使わなければならない10

③国への要望事項について

## 空き家の流通が困難な区域での要件緩和による市町村除却事業の支援

・現在の国の補助制度 「除却後の跡地が地域活性化のための計画的利用に供されるもの」 ただし、不良住宅や豪雪地帯等は要件が除外できる

・和歌山県における、要件緩和を求めたい区域

区域	状況
「土砂災害警戒区域」 「土砂災害特別警戒区域」	大雨時等に土砂災害の危険性が高く、土地利用の需要が少ない状況
	南海トラフ地震時等に津波災害の危険性が高く、行政機 関等も高台への移転を進めている中で土地利用の需要が少ない状況

## (理由)

既存住宅の再利用や跡地利用は難しく、地域活性化に資する跡地活用施策は実情にそぐわない。

11

## 市町村へのお願い



和歌山県空家等対策推進協議会

令和元年度中に取り組む内容

- ・現在、各市町村が使用している資料の収集と情報共有 (R1課題検討部会での意見)
- ①固定資産税等への同封チラシ等
- ②空き家法12条に基づく適正管理依頼文書
- ③空き家法14条に基づく助言・指導文書
- 上記①~③を集め、各市町村にまとめて配布
- 2月中にとりまとめ、3月中に配布します
- ご協力よろしくお願いします。